

中小企業活性化施策実施計画に位置付けた事業の わかりやすい周知について

本年度の中小企業者等との意見交換等で県の実施計画をよりわかりやすく周知していく必要があるとの意見があったことを踏まえ、実施計画に位置付けられた事業を利用者の目線でわかりやすく周知し、中小企業者に対して、県の施策の利用の促進を図る。

1. 周知資料作成の考え方

(1) 掲載する事業の絞り込みについて

- 実施計画には、中小企業者が直接利用できないものも含め多数の事業が掲載されており、利用者にとって分かりにくいものとなっているため、掲載する事業を以下の観点から絞り込む。

①中小企業者が直接利用できるものに限る。

※支援機関向け補助金等は対象としない。

②利用可能な中小企業の数が限定されている事業は除く。

(2) 事業の分類

- 利用者の用途に着目し、次のような分類に事業を区分して記載する。

- ・相談
- ・補助金・助成金
- ・融資
- ・経営・商品・サービス等についての「認定・登録」
- ・オフィスなどの施設の貸与
- ・他の企業との連携・ネットワーク形成
- ・研修会・講習会
- ・マッチング（販路の拡大）

(3) 掲載する分量・わかりやすい工夫

- 冊子の分量が多くなり過ぎないように、1事業半ページ以内を基本（事業ごとに多少の増減は可）とする。
- 「こんな人が利用できます」「こんな支援が受けられます」など、利用者の視点を踏まえ、わかりやすい、やわらかい表現とする。また、どんなときに活用できるかを見出しとして、わかりやすいよう工夫する。

2. 周知の方法

- 県のHPで周知するとともに、わかりやすい資料を作成し、施策説明会・相談会等で積極的に活用。

<掲載のイメージ> (全体の体裁等は今後調整)

事業等名	しが新事業応援ファンド助成金	補助金・助成金
-------------	----------------	---------

こんなときに	利用者にわかりやすいようできるだけ簡潔に	
地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を図ろうとするとき		
対象となる方	対象事業を具体的に	
中小企業者、中小企業者のグループ等		
こんな支援が受けられます		
	対象事業	助成限度額
地域資源(農林水産物、鉱工業品)、観光資源)を活用した新たな商品・サービスの開発	開発(調査研究など企画検討、研究開発や試作開発)	300万円/年 ※最長3年間助成
	開発された商品の販路開拓(展示会への出展やホームページ・チラシの作成など)	200万円
助成率		
原則1/2(県が指定する地域産業資源で、審査会が認めるものは2/3)		
※募集時期は、1月と7月の2回です。		
問い合わせ先	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援グループ TEL:077-511-1412	

申請や申込みの受付先を記載
未定の場合は、県庁担当課を記載

「こんな支援が受けられます」欄については、必要な事項について、できるかぎり簡潔に記載

事業等名	農商工連携スタートアップ事業	研修会・講習会
-------------	----------------	---------

こんなときに	農林漁業者と連携し、地域の農産物を利用した新商品等の開発、販売を行いたいとき	
対象となる方	中小企業者	
こんな支援が受けられます	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農商工の連携を進めるための研修会 (2) 実際の農商工の連携事例の現地視察 (3) 農商工の連携に向けた個別相談 <p style="text-align: center;">※具体的な内容・実施の時期等については、お問い合わせください。</p>	
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 TEL:077-528-3733	